

## 【資料3】

### シン・若者チャレンジ応援事業業務 委託企画提案競技 審査基準

#### 1 概要

企画提案書の審査は、「シン・若者チャレンジ応援事業業務委託審査委員会」において行う。

#### 2 審査方法

- (1) 審査員ごとに別添「企画提案競技評価票」を用い、評価を行う。
- (2) 評価は、各評価項目について次の評価基準により5段階で行い、各評価項目に応じた係数を乗じて評価点を算出する。ただし、評価項目「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組については上記評価方法によらず、別紙の評価基準ごとの評価点を与えるものとする。

##### 評点基準

評価点	評価基準
5	優れている
4	やや優れている
3	普通
2	やや劣っている
1	劣っている

- (3) (2) で算出した各審査員の合計得点が最も高い企画提案を選定する。ただし、評価項目のうち「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」以外の項目について積み上げた評価点の合計が6割に満たない場合は選定しない。

なお、合計得点が最も高い企画提案が複数ある場合には、審査委員間の協議により順位を決定する。

令和8年度シン・若者チャレンジ応援事業業務委託  
企画提案競技評価票

分類	評価内容	評価点 ①	乗じる 係数②	配点 ①×②
共通項目（35点）				
1 基本方針	業務委託の趣旨を十分理解し、明確な方向性、スキーム等が具体的に示されているか。	5	1	5
	これまで県が実施した各種事業の成果と反省を踏まえた、若者活躍の裾野拡大につながる提案になっているか。	5	1	5
2 事業の実施体制	担当者・責任者・協力会社等の実施体制は業務を遂行する上で十分なものと評価できるか。	5	1	5
	多様な専門家や先輩起業家等とのネットワークを持ち、挑戦テーマに応じた細やかな伴走支援（相談対応・進捗管理・メンタリング等）を行う体制が確保されているか。	5	1	5
3 実施スケジュール	実施時期や期間等は仕様書を踏まえているか。また、準備期間を考慮した現実的なものと評価できるか。	5	1	5
4 事業経費の妥当性	全ての業務について過不足なく項目出しと数量計上をしているか。また、経済性について評価できるか。	5	1	5
5 個人情報の管理	業務上知り得た個人情報等について、適切な管理が行われる体制となっているか。	5	1	5
個別項目（55点）				
1 事業に係る各種プロモーション	本事業の情報を、県民に対して効果的かつ戦略的に周知できる内容となっているか。	5	1	5
	ロゴデザイン・メインビジュアル・ホームページの制作方針は挑戦意欲を高めるクリエイティブな内容となっているか。	5	1	5
2 チャレンジミーティング（機運醸成イベント）の実施	開催地域や時期の選定、テーマ設定等、ターゲット層の参加が期待できる企画案となっているか。	5	1	5
	参加者に挑戦のロールモデルを身近に感じさせ、次のステップに向けた行動変容を促すための工夫は十分か。	5	1	5
3 チャレンジサポート窓口（相談対応）	相談者の支援ニーズに対応し、かつ成長に資する内容・体制・手法になっているか。	5	2	10
4 チャレンジ応援プログラム（重点支援）	応募者確保につながるプロモーション方針となっているか。また、応募受付や問合せ対応に要する体制は十分か。	5	1	5
	公平性を確保し、多様な視点から審査を行う外部審査員を確保できるか。	5	1	5
	参加者が事業化に必要な知識やネットワークを獲得し、モデルケース創出に向けて企画の実効性を高める効果的な支援内容となっているか。	5	2	10
5 その他提案（加算要素）	提案内容に提案者の独自性が盛り込まれているか。また、特別考慮できるような加点要素があるか。	5	1	5
「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」に係る取組（10点）				
1 賃金水準の向上	評価基準は別紙のとおり。	5	1	5
2 女性の活躍推進	評価基準は別紙のとおり。	5	1	5
合計				100

**企画提案方式の審査における提案事業者の「賃金水準の向上」及び「女性の活躍推進」  
に係る取組の評価基準（100点満点の場合）**

評価項目	設定区分例		配点		
	大区分	小区分			
賃金水準の向上	役員及び従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額又は役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率	1.50%以上	3	最大 5	
		2.00%以上	4		
		3.00%以上	5		
	「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表		0.5		
女性の活躍推進	一般事業主行動計画の策定・届出	従業員数100人以下の企業	女活法 ※2	各 0.25	最大 0.5
			次世代法 ※2		
	えるぼしチャレンジ企業認定 ※1		1	最大 3	
		法令に基づく認定	女活法 ※2		えるぼし プラチナえるぼし
	次世代法 ※2		くるみん プラチナくるみん		1.5 2
	若者雇用促進法 ※2	ユースエール	0.5		
	秋田県知事表彰の受賞	女性活躍・両立支援企業表彰 ※3	各 0.5	最大 1	
		女性の活躍推進企業表彰 ※3			
		子ども・子育て支援知事表彰 ※3			
		男女共同参画社会づくり表彰			

注1 評価項目「賃金水準の向上」の平均給与額の対前年増加率については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとする。

注2 評価項目「女性の活躍推進」の一般事業主行動計画の策定・届出及び秋田県知事表彰の受賞については、該当する小区分ごとに配点を行うものとする。また、法令に基づく認定のうち女活法については、該当する最も配点が高い小区分により配点を行うものとし、次世代法についても同様とする。

注3 一つの評価項目のうち、複数の大区分に該当する場合は、その合計点（一部に最大配点の調整あり。各評価項目最大5点、合計10点）により配点を行うものとする。

注4 共同企業体制度（JV）又はこれに準ずる共同提案等複数の事業者が一体となって提案を行う場合は、「賃金水準の向上」と「女性の活躍推進」の各評価項目において、個々の参加企業の配点を合計し、当該参加企業の総数で除した点数（小数点以下第3位を四捨五入）により配点を行う。

※1 「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月に創設した本県独自の認定制度で、女活法のえるぼし認定基準に掲げる女性の採用や女性の管理職比率等の数値目標を1つ以上達成し、えるぼしの認定取得を目指した実施計画を有する企業を対象としている。なお、「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点を行わないものとする。

※2 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）

※3 「女性の活躍推進企業表彰」及び「子ども・子育て支援知事表彰」を統合して令和7年度から「女性活躍・両立支援企業表彰」として実施する。